

安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 10 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第 2 条、第 3 条関係)	別表(第 2 条、第 3 条関係)

- 1 委員会の委員等 (略)
- 2 附属機関の委員等 (略)
- 3 附属機関以外の委員等

区分	報酬の額
選挙長	日額 <u>12,200 円</u>
投票管理者	
投票所	日額 <u>14,500 円</u>
共通投票所	日額 <u>14,500 円</u>
期日前投票所	日額 <u>12,800 円</u>
開票管理者	日額 <u>12,200 円</u>
投票立会人	
投票所	日額 <u>12,400 円</u>
共通投票所	日額 <u>12,400 円</u>
期日前投票所	日額 <u>10,900 円</u>
開票立会人	日額 <u>10,100 円</u>
選挙立会人	日額 <u>10,100 円</u>
(略)	

備考

投票管理者及び投票立会人が職務を執行した時間が投票時間に満たないときの報酬額は、それぞれの報酬額を投票時間で除して得た額に職務を執行した時間を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 1 委員会の委員等 (略)
- 2 附属機関の委員等 (略)
- 3 附属機関以外の委員等

区分	報酬の額
選挙長	日 額 <u>10,800 円</u>
投票管理者	
投票所	日 額 <u>12,800 円</u>
共通投票所	日 額 <u>12,800 円</u>
期日前投票所	日 額 <u>11,300 円</u>
開票管理者	日 額 <u>10,800 円</u>
投票立会人	
投票所	日 額 <u>10,900 円</u>
共通投票所	日 額 <u>10,900 円</u>
期日前投票所	日 額 <u>9,600 円</u>
開票立会人	日 額 <u>8,900 円</u>
選挙立会人	日 額 <u>8,900 円</u>
(略)	

備考

次の者については、時間単位による報酬の支給もできるもの

とする。

- (1) 投票所の投票立会人 時間当たり 840 円
 (2) 共通投票所の投票立会人 時間当たり 840 円
 (3) 期日前投票所の投票立会人 時間当たり 840 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。